

農政Information

I 国内農業等をめぐる情勢

1. 新型コロナウイルス対策の動き

◇緊急事態宣言 延長の方向で調整

- 政府は、5月7日に政府対策本部会合を開き、新型コロナウイルス対策として東京都、京都府、大阪府、兵庫県の4都府県に発令している緊急事態宣言を5月31日まで延長し、新たに愛知県、福岡県を追加することとした。

また、政府は「まん延防止等重点措置」も5月31日まで延長し、新たに北海道、岐阜県、三重県の3道県を加えることとした。すでに適用済みの宮城県は5月11日の期限で解除される。これにより、「まん延防止等重点措置」の対象は、延長される埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県、沖縄県の5県を含めて計8道県となる。

- 茨城県は、新型コロナウイルス対策の改正特別措置法の「まん延防止等重点措置」を4月30日国に要請したが、5月7日時点では追加されていない。

茨城県は、水戸市、土浦市、古河市など17市町を県独自で「感染拡大市町村」に指定し、飲食店の午後8時までの営業時間短縮や不要不急の外出自粛を要請している。

また、茨城県議会は4月28日、臨時会を開き、新型コロナウイルス対策に重点を置いた令和3年度一般会計補正予算案(294億1千万円)を可決した。

2. 国会・政府・与党の動き

◇RCEP国会承認

- 4月28日の参議院本会議で、日本や中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、東南アジア諸国連合(ASEAN)の15カ国による地域的な包括的経済連携(RCEP)協定の承認案が与党などの賛成

多数で可決し、承認された。国会の手続きが終わり、政府は閣議決定を経て、協定事務局のASEANに批准書の提出を行う。

日本は、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物の重要5品目の他、中国からの輸入が多い鶏肉・鶏肉調製品などを関税撤廃・削減の対象から除外した。このため、政府は国内農業に特段の影響はないとしている。

◇福島第一原発処理水 海洋放出を正式決定

- 政府は4月13日、東京電力福島第一原子力発電所から出る放射性物質トリチウムを含む処理水への対応を話し合う関係各省会議を開き、処理水を海洋放出する方針を正式決定した。

政府は処理水の海洋放出を巡る基本方針において、処理水を国の基準の40分の1程度に薄めて徐々に放出することとし、農業も含む風評被害を払拭するとした対策も盛り込んだ。

決定を受けて、東電は設備工事など2年程度の準備の後、放出を開始する。

◇高収益作物次期作支援交付金 5月から追加公募

- 農水省は3月31日、新型コロナウイルス対策として園芸農家の次期作を支援する「高収益作物次期作支援交付金」第4次公募の実施を公表した。5月上旬頃に実施要領等が公表されるとともに、5月中旬以降に公募が開始される予定である。

◇野菜需給調整 補填引き上げ

- 農水省は、主要野菜の緊急需給調整事業の大幅に見直しを行った。令和3年度より、市場価格が大幅に下落した場合出荷調整に取り組む生産者への補填水準を市場価格の7割に引き上げた。国と折半して造成してきた資金の負担割合も2割に軽減。生産者に手厚い内容で活用しやすくし、野菜相場の安定につなげる。

食品ロスの削減に向け事業の対象メニューも再編し、フードバンク提供など、野菜を有効利用するメニューを重視する。出荷抑制の一環で野菜を廃棄する場合、経費は原則補填の対象外とした。ただし、やむを得ないと判断される場合は申請を可能とする。

緊急需給調整事業の主な見直し内容		
	見直し前	見直し後
補填水準	市場平均価格の3割 (加工用振り向けなどは4割)	市場平均価格の7割に統一
資金の負担割合	国：生産者 = 1：1	国：生産者 = 4：1
メニュー再編	①出荷の後送り ②加工用販売 ③市場隔離（土壌還元など）	①出荷抑制（やむを得ない場合を除いた廃棄は原則、対象外） ②加工用販売 ③市場隔離（フードバンク提供など有効利用）

◇種子法次官通知改正

- 農水省は主要農作物種子法の廃止に伴って平成29年11月に出した事務次官通知を4月1日改正した。①都道府県に稲や麦、大豆の種子の安定供給を求める記述を追加、②都道府県が原種や原々種の圃場の設置などを通じ、種子生産の知見を維持する必要性を明記した。

なお、当通知は、都道府県が種子生産に関する役割を判断する際の「技術的助言」との位置づけで、法的拘束力は持たない。

農水事務次官通知の改正のポイント		
	改正前	改正後
都道府県の役割など	<ul style="list-style-type: none"> ・稲、麦、大豆の種子に関する業務の「すべてを、直ちに取りやめることを求めているわけではない」 ・稲、麦、大豆の種子生産への民間参入が進むまでの間、知見を維持し、民間に提供する役割を担う前提を踏まえつつ、必要な措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・稲、麦、大豆の種子に関する業務を「取りやめることを求めているものではない」 ・稲、麦、大豆の種子を農業者が円滑に入手できることが食料安保上重要で、その安定供給を確保 ・役割を主体的に判断し、種子の供給体制の整備などに取り組む ・原々種圃場の設置などで種子生産の知見を維持し、民間への知見提供の役割も担いつつ、必要な措置を講じる。
民間への知見提供	<ul style="list-style-type: none"> ・日本農業の国際競争力強化に資するよう、適切な契約を結ぶことが必要 	左記に加え <ul style="list-style-type: none"> ・品種などが海外、外国企業に流出しないよう留意が必要 ・日本農業の国際競争力の強化に貢献しようとする事業者への提供が適切
その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ・種子に関する都道府県の経費は従前同様、地方交付税措置が取られることを記載 ・都道府県が登録品種の産地化に取り組む際、改正種苗法に基づく栽培地域の制限が可能なことを記載

◇改正種苗法 海外持ち出し禁止品種発表

- 改正種苗法が4月1日に施行されたのに伴い、農水省は9日、海外持ち出し禁止などになる1,975品種を発表した。茨城県では、イチゴ「いばらキッス」やメロン「イバラキング」など46品種が登録された。

◇一般企業による農地取得の特例措置期限延長

- 衆議院地方創生特別委員会は4月13日、兵庫県養父市で認めている一般企業による農地取得の特例措置の期限を令和3年8月末から2年間延長する国家戦略特区法の改正案を、自民、公明、維新の各党の賛成多数で可決した。

なお、特例の必要性や効果を巡る政府の説明には、与野党から疑問が続出し、①農地取得の目的や効果を明らかにする、②弊害がないことだけで全国展開や期限の再延長を前提としない、③ニーズ・問題点の調査は全国展開を前提としないことなどを求める付帯決議を採決した。

3. 国内農畜産業の動きについて

◇水田農業対策をめぐる情勢

- 農水省は2021年産から、米の需給調整に都道府県の関与を促すため、米の転作を支援する「産地交付金」のうち、都道府県段階で助成内容を決める「県枠」の割合を15%以上から20%以上へ拡大した。

これを受け、茨城県では加工米や飼料用米などの拡大分に、10アール当たり3,000円の助成を行うこととした。

- 農水省によると2月末の全国の民間在庫量は前年同月比で11%増の294万トンとなり、増加率は12月(8%)や1月(9%)より高く、悪化している。なお、茨城県では19%増加した。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急事態宣言の発令等により、需要量が見通しづらく、先安観も強いため、卸は仕入れを最小限にとどめている。農水省によると、卸が産地から引き取った数量は集荷数量の31%(2月末時点)で前年より7%低くなっている。このペースが続けば、持ち越し在庫が例年以上に膨らむ可能性があり、令和3年度産米の保管倉庫の確保が難しくなることが懸念される。また、令和3年度産米の事前契約も進んでおらず、JA全農の2月末の事前契約の数

量は 55 万トンで、前年同月から 29%減少している。

- 農水省が 4 月 16 日に公表した令和 2 年産米の 3 月の相対取引価格は、全銘柄平均の 60kg 当たりの価格が 14,740 円となり、前月から 1%下落した。前年同月との比較では 6%下回った。関東産は下落幅が大きい傾向にあり、茨城県のコシヒカリは 13,024 円となり前年同月 15%安、あきたこまちは 13,035 円で同 16%安となった。

2 度目の緊急事態宣言が出た 1 月以降、業務用需要が再び落ち込み、米の民間在庫が膨らんでいる。相対取引価格の下げ幅は小幅だが、卸業者間で取引する市中価格は大きく下げており、市場に需給緩和による警戒感が広がっている。

産地	品種銘柄	価格			数量 (t)
		60kg 当たり 価格	前月比	前年 同月比	
茨城	コシヒカリ	13,024	93%	85%	3,713
茨城	あきたこまち	13,035	93%	84%	313

- 令和 2 年産米の長期計画的な販売に向け、農水省が保管経費などの半額を支援する「米穀周年供給・需要拡大支援事業」への申請が 33 万トンに上っている。売り急ぎを避けて米価を安定させる効果があるが、保管した米は今年 11 月以降に市場に出回るため、令和 3 年産米の需給均衡には、その分も見込んだ作付け転換が必要となる。

- 農水省は 4 月 28 日、農産物検査規格・米国の取引に関する検討会を開き、米の農産物検査に関する見直し内容を取りまとめた。穀粒判別器による機械鑑定を進めることや、銘柄官邸の見直し等で検査を効率化することが柱。米の高付加価値化のに向けた品質情報の活用も盛り込んだ。生産者や流通業者が参加する農水省の検討会が昨秋から見直し内容を議論し、今回結論を得た。

◇ 米国産牛肉のセーフガード発動終了

- 米国産牛肉への緊急輸入制限（セーフガード）が 16 日で 30 日間の発動期間を終了した。野上農相は同日の閣議後記者会見で、「発動を原因とした消費者への販売価格の大幅な引き上げといった影響は生じていないと聞いている」と述べ、影響は限定的との見方を示した。

II 国際通商交渉等をめぐる情勢

1. 初の日米首脳会談・共同声明

- 菅首相と米国のバイデン大統領が4月17日に行った初の首脳会談で、農業分野での目立ったやり取りはなかった。会談後に発表した共同声明にも、米国貿易協定や環太平洋連携協定（TPP）、米国産牛肉の緊急輸入制限措置（セーフガード）に関する記述は盛り込まれなかった。

会談後、日米両政府は共同声明とは別に、気候変動やコロナ禍への対応の具体策などを盛り込んだ文書を発表した。温室効果ガスの排出を実質ゼロとする目標の達成に向け、農業も含めてさまざまな分野で協力する方針が盛り込まれた。これを受けて農水省は今後、両国間で農業分野の技術開発に関する共同研究の実施を事務レベルで働きかけていく。温室効果ガスの排出削減に向け、家畜や水田から発生するメタンガスの抑制などが念頭に置かれている。

2. バイデン米大統領 初の議会演説

- バイデン米大統領は4月28日、上下両院合同会議で就任後初の議会演説を行った。農業分野に関する発言はほとんどなく、外交政策に関して、米中の覇権争いを念頭に、米国の労働者に打撃を与える不公正な貿易慣行に立ち向かう決意を示した。